

(案)

鎌倉市立保育園における保育士派遣業務委託基本契約書（単価契約）

鎌倉市（以下「発注者」という。）と●●●（以下「受注者」という。）は、発注者に対する受注者の労働派遣に関して、鎌倉市立保育園における保育士派遣業務委託契約（以下「本契約」という。）を以下のとおり締結する。

（目的）

第1条 発注者は、保育士派遣業務（以下「派遣業務」という。）を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

2 本契約は、派遣業務の実施を目的とする委任契約とする。

（派遣業務内容）

第2条 業務の内容は保育士の派遣業務とし、詳細は「鎌倉市立保育園における保育士派遣業務（単価契約）仕様書」に定めるとおりとする。

（基本契約の適用）

第3条 本契約に定める事項は、本契約の有効期間中、発注者受注者間において別途締結する個別労働者派遣契約（以下「派遣契約」という。）について適用するものとする。

（個別労働者派遣契約の締結）

第4条 本契約に基づく派遣契約は、労働者ごとに「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）に基づき、別に派遣契約を締結するものとする。

（派遣業務以外の禁止）

第5条 発注者は、受注者の雇用する派遣労働者を派遣業務以外に従事させてはならない。

（契約金額）

第6条 本契約により定める派遣の対価は、保育士1人につき1時間当たり●●●円とする（消費税額及び地方消費税額を含まず）。

2 発注者は、受注者に第1項に掲げる単価に時間数を乗じ、さらに消費税及び地方消費税相当分を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てとする。）を支払うものとする。

3 1日の就労時間が8時間を超える場合、又は1週の就業時間の合計が40時間を超える場合、超過時間は契約単価の25%増とする。

4 受注者は、発注者の責に帰すべき事由により、派遣労働者の業務遂行の一部又は全部が不可能となった場合には、受注者の責任不履行の責を負うことなく、発注者に対し派遣料の60%を上限として請求できる。

（契約期間及び派遣期間）

第7条 本契約の契約期間は、契約締結日から令和9年(2027年)3月31日までとする。

2 本契約に基づく派遣期間は、令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日までとする。

（履行場所）

第8条 派遣業務の履行は、以下のいずれかの施設において行うものとする。

(1) 鎌倉市立由比ガ浜保育園（鎌倉市由比ガ浜三丁目11番48号）

(案)

- (2) 鎌倉市立深沢保育園（鎌倉市梶原二丁目 33 番 2 号）
- (3) 鎌倉市立大船保育園（鎌倉市大船二丁目 10 番 24 号）
- (4) 鎌倉市立岡本保育園（鎌倉市岡本二丁目 21 番 19 号）

（契約保証金）

第 9 条 契約保証金の額は、●●●円とする。※鎌倉市契約規則第 5 条に該当する場合には一部又は全部を免除。

（契約金の支払）

第 10 条 受注者は、1 箇月分の派遣業務完了後速やかに業務完了届を発注者に提出し、発注者が派遣業務完了について確認した後、請求書を提出するものとする。

2 受注者は、委託料の請求に当たっては、請求金額、請求日等必要な事項をすべて受注者が記入した請求書を発注者に提出するものとする。

3 発注者は、第 1 項の業務完了届及び請求書の内容が正当であると認めたときには、請求書を受領した日から 30 日以内に契約金を支払うものとする。

（法令遵守等）

第 11 条 受注者は、派遣業務の履行における社会的責任を自覚し、誠実にこれを実施するとともに、労働者派遣法その他の関係法令及び鎌倉市契約規則に規定する事項を遵守しなければならない。

2 発注者は、受注者の派遣業務の履行に係る法令等の遵守の状況について確認するため、必要な報告を求めることができるものとする。

3 受注者は、前項の規定による報告を求められたときは、発注者に対し当該報告を行わなければならない。

（監督、検査等）

第 12 条 発注者は、受注者の派遣業務の履行状況について、随時に検査し、若しくは受注者から必要な報告を求め、又は派遣業務を監督し、受注者に必要な指示を与えることができる。

（履行遅滞による損害金等）

第 13 条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、受注者に遅滞日数 1 日につき契約金額（派遣保育士 1 名の年間執行予定額）に本契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）を乗じて得た額の損害金の支払いを請求し、受注者はこれを支払わなければならない。ただし、受注者から発注者に対し事前に申し出等があった場合には、発注者と受注者とが協議して決定するものとする。

(1) 受注者の責めに帰する事由により、発注者が指定する期日までに受注者が派遣業務を開始しなかったとき。

(2) 受注者の責めに帰する事由により、契約期間内に派遣業務が完了しなかったとき。

（危険負担）

第 14 条 派遣業務において使用する機材等について生じた損害その他派遣業務の履行に関して生じた損害は、受注者がその費用を負担する。ただし、当該損害のうち、発注者の責

(案)

めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(一括再委託の禁止等)

第 15 条 受注者は、派遣業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、派遣業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、その理由を示した書面により発注者の承認を得なければならない。

(発注者の損害賠償請求等)

第 16 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額(派遣保育士 1 名の年間執行予定額)の 10 分の 1 に相当する額を違約金として納付することを請求することができる。ただし、実際に生じた損害が違約金額を上回る場合には、別途損害賠償請求することを妨げない。

(1) 第 18 条、第 19 条又は第 23 条の規定により本契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項に定める場合(前項の規定により第 1 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。)が本契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項の規定は適用しない。

4 受注者は第 1 項の違約金又は損害賠償金を支払う場合には、本契約の締結日における支払遅延防止法の率による利息を付して支払わなければならない。

(受注者の損害賠償請求等)

第 17 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が本契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第 20 条又は第 21 条の規定により本契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(発注者の催告による解除権)

第 18 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その

(案)

期間を経過したときにおける債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 受注者が正当な理由なく、派遣業務に着手すべき期日を過ぎても派遣業務に着手しないとき。
- (2) 受注者が契約期間内に派遣業務を完了しないとき又は契約期間経過後相当の期間内に派遣業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第19条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、何らの通知又は催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 受注者が本契約の派遣業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (2) 受注者が受注者としての資格がない者であることが明らかとなったとき又は資格がない者となったとき。
- (3) 受注者が所在不明となったとき。
- (4) 入札に関して談合その他不正の行為があったとき。
- (5) 受注者が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 第20条又は第21条の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、受注者、その代理人又は使用人が法令等又は本契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(受注者の催告による解除権)

第20条 受注者は、発注者が本契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第21条 受注者は、次のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 発注者の指示により仕様書を変更したため契約金額が原契約の3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者の指示により契約期間が原契約の2分の1以上短縮したとき。

(解除の制限)

第22条 派遣労働者の国籍、信条、性別、社会的身分等を理由として、本契約及び派遣契

(案)

約を解除することはできない。

(暴力団等排除に係る解除)

第 23 条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合には、その者が、鎌倉市暴力団排除条例(平成 23 年 10 月鎌倉市条例第 11 号。)第 2 条第 4 号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、同条第 2 号に定める暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第 5 号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
- (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例(平成 22 年 12 月神奈川県条例第 75 号)第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反したと認められたとき。
- (3) 受注者及び役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員(派遣業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し派遣業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時派遣業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。
- (4) 受注者が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (5) 受注者が、第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第 4 号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第 24 条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入(妨害(不法な行為等で、契約履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)などをいう。以下この条において同じ。)を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(協議の申出)

第 25 条 受注者は、本契約について発注者と協議する必要があるときは、協議する内容、理由等を示した書面により発注者に申し出るものとする。

(契約内容の変更)

(案)

第 26 条 発注者及び受注者は、契約金額、契約期間、仕様書等本契約の内容を変更する必要があるときは、双方協議のうえ変更契約書を締結するものとする。

(完了検査等)

第 27 条 受注者は、派遣業務が完了したときは、速やかに発注者に業務完了届を提出し、検査を受けるものとする。

2 発注者は、前項の届出があったときは、速やかに検査を実施するものとする。

(派遣業務に関する情報等の保護)

第 28 条 受注者は、この契約による労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に基づく労働者の派遣契約により個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のために、別紙「派遣事業における個人情報の取り扱いに関する特記事項」に掲げる事項を遵守しなければならない。

(金銭、有価証券等の取扱い)

第 29 条 発注者は、派遣業務に付随する業務であっても、原則として派遣労働者に金銭、有価証券等を取り扱わせないこととする。ただし、発注者受注者が定めるところに従い、発注者の管理監督責任において成すことを妨げない。

(派遣業務の指揮)

第 30 条 発注者は、派遣労働者が発注者において従事すべき派遣業務の遂行に関して、発注者における派遣業務の指揮命令者により、必要な指揮命令を行うものとする。

2 受注者は労働者派遣について、派遣契約に定める就業条件に違反して派遣労働者を使用してはならない。

(責任者の選任)

第 31 条 発注者及び受注者は、派遣先責任者、補助命令責任者、派遣元責任者をそれぞれ選任し、労働者派遣法に基づく派遣労働者及び派遣契約の管理を行うものとする。

(派遣労働者の選定)

第 32 条 受注者は、派遣契約に基づき派遣労働者を派遣するにあたっては、保育業務の遂行に十分な知識、技術、能力を有する者を選定しなければならない。

(派遣労働者の交代)

第 33 条 発注者に派遣された派遣労働者のうちで、派遣業務の遂行にあたり著しく不適当と認められる者がある場合は、発注者はその理由を示して、その派遣労働者の交代を要請することができる。ただし、労働者の国籍、信条、性別、社会的身分等を理由として交代を要請することはできない。

(労働者受入期間の制限と抵触日の通知等)

第 34 条 発注者は、同一の事業所に対し派遣できる期間（以下「派遣可能期間」という。）である 3 年を超えた労働者派遣の役務の提供を受けないものとする。

2 発注者は、同一の派遣労働者を同一の事業所における同一の組織単位に対し派遣可能期間である 3 年を超えた労働者派遣の役務の提供を受けないものとする。

3 発注者は、派遣契約を締結するにあたり、予め、当該期間制限に抵触することとなる最初の日（以下「抵触日」という。）を書面（FAX や電子メールを含む。以下同様。）により受注者に通知するものとする。また、派遣契約の締結後、発注者が派遣可能期間を定め、

(案)

又は変更した場合は、速やかに受注者に対して抵触日を書面により通知するものとする。

4 発注者は、3年を超える派遣可能期間を定める場合(当初の期間を変更する場合も含む)、予め当該派遣先の事業所の労働者の過半数を代表する者に対し、当該期間を通知し、その意見を聴くものとする。

5 派遣開始後受注者は、同一の派遣労働者を抵触日以降継続して労働者派遣を行わない旨を発注者及び派遣労働者に通知するものとする。

(苦情処理)

第35条 発注者は、派遣労働者から派遣業務の遂行に関して苦情の申し出を受けた時には、速やかにその内容を受注者に通知し、予め派遣契約に定めるところにより、受注者と密接な連携の下に、迅速かつ適切な処理を図るものとする。その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

(協議事項)

第36条 本契約に定めのない事項又は発注者と受注者との間に生じた紛争若しくは疑義については、鎌倉市契約規則に定めるもののほか、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第37条 本契約に関する争いについては横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約を証するため本書を電磁的に作成し、発注者及び受注者が合意を証する電磁的措置を執った上、双方保管するものとする。

発注者 鎌倉市御成町 18 番 10 号

鎌 倉 市

市 長 松 尾 崇

受注者